令 和 ５ 年 ２ 月 定 例 会

教 育 警 察 常 任 委 員 会 説 明 資 料

（ 後議・付託議案関係 ）

教育警察常任委員会

（ 警 察 本 部 ）

令和５年度当初予算県議会説明資料

議案第３３号　（令和５年度熊本県一般会計予算）

歳　出

【警　察　費】

（単位：千円）

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	説明
299	公安委員会費	12,985	11,332	1,653				12,985	公安委員会の運営に必要な経費　12,985 1 委員報酬　10,204 公安委員報酬（５人） 2 委員会運営費　2,781 公安委員の活動に要する経費
299～301	警察本部費	31,393,482	30,858,101	535,381	13,537		300,814	31,079,131	職員設置等に必要な経費　31,393,482 1 職員給与費　27,712,203 (1) 警察本部職員給　27,704,023 警察職員の給与費 (2) 機動隊超過勤務手当　8,180 機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当 2 退職手当　929,390 警察職員退職手当 警察職員の退職手当 3 警察一般管理費　2,289,329 (1) 警察業務デジタル化・高度化推進事業　110,634 ＲＰＡ、チャットツール等ＤＸの推進に要する経費、警察庁共通基盤への移行に要する経費 (2) 総・警務企画調査費　85,747 警察署協議会の運営、職員の赴任旅費、採用業務等に要する経費 (3) 被服費　174,795 警察官制服等の整備に要する経費 (4) 会計年度任用職員雇用事業　454,470 会計年度任用職員の雇用に要する経費

【警　察　費】　　（単位：千円）

事項別明細書頁数	目　名	本年度	前年度	比　較	本年度の財源内訳				説　明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
299 ～ 301	警察本部費								(5) 監察企画調査費　1,399 訴訟対応等に要する経費 (6) 警察業務管理基本経費等　57,076 消耗品・印刷製本費や当直用寝具リース等、警察運営に要する経費、各種警察事象への対応に要する経費 (7) 庁舎管理運営費　491,031 庁舎光熱水費、交番・駐在所等の土地建物賃借料等、庁舎の維持管理に要する経費 (8) 警察職員等福利厚生関係経費　49,826 職員の健康管理、公務災害補償、殉難警察職員慰霊祭等に要する経費 (9) 警察情報ネットワーク運営費　827,981 警察情報の適正管理、警察ＷＡＮシステム、遺失物管理システム等の維持管理に要する経費 (10) 警察広報推進費　2,662 警察活動の広報、県警音楽隊の運用等に要する経費 (11) 文書情報管理費　33,708 行政文書の管理、文書逓送等に要する経費 4 児童手当　462,560 警察職員児童手当 警察職員の児童手当
301 ～ 302	装　備　費	484,045	478,259	5,786	110,511		5,032	368,502	装備資機材の整備、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に必要な経費　484,045 1 警察装備品維持管理費　484,045 (1) 警察装備品維持管理費　401,815 警察用車両、装備資機材の維持管理等に要する経費 (2) 船舶維持管理費　3,558 警察用船舶の維持管理等に要する経費 (3) ヘリコプター維持管理費　78,672 警察用航空機の維持管理等に要する経費

【警　察　費】　　　　（単位：千円）

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	説明
302 〜 303	警察施設費	2,773,539	3,120,091	-346,552	105,337	1,369,000	86,418	1,212,784	警察施設の整備及び維持管理に必要な経費　2,773,539 1 警察施設維持費　1,183,608 警察施設維持管理費　1,183,608 警察施設の修繕、設備等保守委託等に要する経費 ・警察施設の法定点検、修繕経費等　215,057 ・警察施設及び設備の保守管理経費等　968,551 2 警察施設整備費　1,589,931 (1) 上天草警察署整備事業　768,758 上天草警察署の庁舎建設工事（３／３年目）に要する経費 (2) 花畑交番整備事業　11,503 花畑交番現地建替えに係る地質調査、建物設計に要する経費 (3) 交番・駐在所機能強化推進事業　146,607 交番・駐在所の機能強化に向けた整備・改修等に要する経費 (4) 運転免許センター設備等更新事業　156,695 運転免許センターの受変電設備更新工事に要する経費 (5) 警察施設整備事業　506,368 ・警察施設の整備、改修等に要する経費　413,970 空調設備改修(交通機動隊､芦北署)、壁面改修(人吉署) 待機宿舎改修(荒尾署桜山宿舎)　等 ・職員用宿舎の借上に要する経費　62,640 ・未利用地の売却促進、有効活用等に要する経費　29,758
303	運転免許費	869,237	1,207,091	-337,854			835,717	33,520	運転免許業務に必要な経費　869,237 1 自動車運転免許費　869,237 (1) 運転免許企画調査費　572,536 運転免許関係事務委託、技能試験車の整備・維持管理、 消耗品購入等に要する経費 (2) 運転免許系システム管理費　94,314 運転免許システム機器リース、維持管理等に要する経費、 警察庁共通基盤への移行に要する経費 (3) 運転免許講習費　202,387 更新時講習、原付講習等の各種事務委託に要する経費
303	恩給及び退職年金費	23,572	23,572	0				23,572	退職警察職員の恩給等　23,572 1 恩給及び退職年金費 恩給法に基づく退職警察職員等に対する恩給、扶助料

【警　察　費】

（単位：千円）

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
305 ～ 306	警察活動費	4,379,789	4,325,012	54,777	604,091	615,000	550,675	2,610,023	一般警察の運営、総合治安対策、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察の運営等に必要な経費　4,379,789 1 一般警察運営費　641,506 (1) 犯罪被害者支援活動の推進　8,061 犯罪被害者等の精神的被害の回復、二次的被害の防止、経済的負担の軽減等に要する経費 (2) 留置管理費　48,605 被留置者食糧費、留置施設視察委員報酬等、留置施設の運用に要する経費 (3) 警察活動基本経費　544,600 活動旅費、電話回線料、車両等備品整備費等、警察活動に要する経費 (4) 警察教養費　31,126 警察学校入校等に伴う経費、柔道・剣道等術科訓練経費等、職員の能力向上に要する経費 (5) 警察活動における感染症対策事業　9,114 新型コロナウイルス等、感染防止資機材整備に要する経費

【警　察　費】　　　　（単位：千円）

事項別明細書頁数	目　名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	説明
305 ～ 306	警察活動費								2 総合治安対策費　201,255 (1) 電話で『お金』詐欺防止のための総合対策事業　21,791 コールセンターの設置や広報啓発等、電話で『お金』詐欺の被害防止活動に要する経費 (2) くまもとを支える安全安心の確保　53,410 安全安心な繁華街等の創出に向けた取組や犯罪組織の実態把握・取締り等の推進に要する経費 (3) 安全安心なまちづくりモデル事業　4,491 荒尾・玉名地域をモデル地区とした、通学路の見守り活動に要する経費 (4) 被災地防犯アドバイザー事業　27,763 被災者の安全・安心確保のため、相談の受理や助言、防犯講話活動等を行うアドバイザーの運用に要する経費 (5) 外国人材の受入れ・共生に寄与する総合治安対策事業　15,610 通訳・翻訳体制の充実、来日外国人の安全対策等、外国人の受入れ・共生に向けた治安対策に要する経費 (6) くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業　60,242 犯罪や交通事故抑止のため、高齢者宅等の個別訪問、子供見守り活動等を行う「県警ひまわり隊」の運用に要する経費 (7) 災害対応等のための危機管理対策費　17,948 大規模災害や各種テロ等緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備等に要する経費

【警　察　費】　（単位：千円）

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	説明
305～306	警察活動費								3 生活安全警察運営費 63,246 (1) サイバー犯罪対策の推進 27,798 サイバー犯罪の取締りに向けた捜査員の技術・解析能力の向上、捜査資機材の整備等、サイバー犯罪対策に要する経費 (2) ストーカー・ＤＶ等人身安全対策の推進 2,322 被害者等の安全確保、加害者の検挙、カウンセリング等、ストーカー・ＤＶ等人身安全対策に要する経費 (3) 安全・安心・健全に暮らせるまちづくり事業費 10,793 防犯ボランティア支援事業、ゆっぴー安心メールシステムの運用等、防犯対策に要する経費 (4) 生活安全関係許可等事務費 21,712 風俗･古物･質屋営業、警備業等の許可等事務に要する経費 (5) 不法投棄防止対策費 621 廃棄物対策用資機材整備等、環境事犯対策に要する経費 4 地域警察運営費 329,130 (1) 地域企画調査費 93,748 駐在所等協力家族への報償、山岳遭難救助用資機材整備等、地域警察の運営に要する経費 (2) 迅速・的確な初動警察活動の推進 235,382 通信指令システム等、１１０番センターの運用に要する経費

【警　察　費】　　　　(単位：千円)

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国支出金	地方債	その他	一般財源	説明
305～306	警察活動費								5 刑事警察運営費 505,846 (1) 県民生活を脅かす犯罪の取締り 243,392 ・重要凶悪事件、窃盗事件等、捜査活動に要する経費 44,379 ・暴力団の壊滅に向けた暴力団員等の徹底検挙、排除活動、熊本県暴力追放運動推進センターの運営等に要する経費 37,707 ・各種捜査支援システムの維持管理等、捜査基盤の強化に要する経費 161,306 (2) 刑事企画調査費 128,380 取調べや捜査の適正化、証拠品管理、刑事関係システムの運用等、刑事警察の運営に要する経費 (3) 犯罪鑑識費 81,817 鑑識用資機材整備、維持管理、鑑識関係システム等、犯罪鑑識に要する経費 (4) 犯罪科学捜査活動の充実 52,257 ＤＮＡ型鑑定や薬物鑑定資機材の維持管理等、科学捜査の高度化に要する経費 6 交通警察運営費 1,212,016 (1) 交通安全アドバイザー事業 5,121 体験型交通安全教育の強化に要する経費 (2) 交通の安全と円滑の確保 898,403 ・交通安全教育等、交通事故防止対策等に要する経費 22,863 ・交通指導取締り、事故捜査用資機材整備等に要する経費 210,630 ・放置車両確認事務委託等、違法駐車対策に要する経費 53,499 ・信号機等電気料等、交通規制の運用に要する経費 611,411 (3) 交通関係許可等事務費 308,492 安全運転管理者講習、自動車保管場所調査、道路使用許可調査委託等、許可等事務に要する経費 7 交通安全施設費 1,426,790 交通安全施設等整備費 信号機の新設・改良、道路標識の新設・更新、道路標示（横断歩道、実線等）等の整備に要する経費
合計		39,936,649	40,023,458	-86,809	833,476	1,984,000	1,778,656	35,340,517	

【災害復旧費】

（単位：千円）

事項別明細書頁数	目名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
349	警察施設災害復旧費	3,004	2,271	733				3,004	警察施設災害復旧費 3,004 1 **警察施設災害復旧費** 3,004 令和２年７月豪雨災害で被災した警察施設の仮設事務所の運用に要する経費

【警察費及び災害復旧費】

（単位：千円）

	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
警察本部合計	39,939,653	40,025,729	-86,076	833,476	1,984,000	1,778,656	35,343,521	

債務負担行為

【設　定】

（単位：千円）

議案頁数	事　　　項	期　　　間	限　度　額	説　　　明
18	警察関係業務	令和6年度	156,150	運転免許センター受変電設備更新工事

第６５号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和５年２月１７日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和２９年熊本県条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは」を削り、「である作業の手当」の次に「（最高額である作業の手当が２以上ある場合は、いずれか一の作業の手当）」を加える。

別表第２６号作業の項中「平成６年国家公安委員会規則第１８号）第２条」を「令和４年国家公安委員会規則第１５号）第２条第１号」に、「にあっては」を「及び警護要則第２条第１号に規定する警護対象者の身辺を警護する作業に従事した場合には」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、別表第２６号作業の項の改正規定（「平成６年国家公安委員会規則第１８号）第２条」を「令和４年国家公安委員会規則第１５号）第２条第１号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び手当の額の見直し等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1　条例の名称

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2　制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び手当の額の見直し等を行う必要がある。

3　内容

(1)　警察職員が、同一の日において、複数の本務作業に従事した場合の支給制限の見直しを行う。（第４条関係）

(2)　身辺警護等作業に係る手当の額を増額する改定を行う。（別表関係）

(3)　警護要則の廃止及び制定に伴う規定の整理を行う。（別表関係）

(4)　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、(3) は、公布の日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>(支給制限)
第4条　警察職員が、同一の日において、別表に掲げる第1号作業、第2号作業、第3号作業、第5号作業、第8号作業、第9号作業、第11号作業又は第20号作業(この条において「本務作業」という。)のうち複数の作業に従事した場合は、それらの作業に当該警察職員が本務とする作業が含まれるときは当該本務とする作業の手当を、本務とする作業が含まれないときは従事した本務作業のうち支給額が最高額である作業の手当を支給する。
2　(略)

別表(第2条―第4条関係)
<table><tr><th>特殊作業の種類</th><th>特殊作業の内容</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>第1号作業～第25号作業</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第26号作業</td><td>身辺警護等作業(皇族の側近警衛又は警護要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)第2条に規定する警護対象者の身辺を警護する作業をいう。)</td><td>1日につき　640円
(天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の側近警衛の作業に従事した場合にあっては、1,150円)</td></tr><tr><td>第27号作業・第28号作業</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td>
<td>(支給制限)
第4条　警察職員が、同一の日において、別表に掲げる第1号作業、第2号作業、第3号作業、第5号作業、第8号作業、第9号作業、第11号作業又は第20号作業(この条において「本務作業」という。)のうち複数の作業に従事した場合は、従事した本務作業のうち支給額が最高額である作業の手当(最高額である作業の手当が2以上ある場合は、いずれか一の作業の手当)を支給する。
2　(略)

別表(第2条―第4条関係)
<table><tr><th>特殊作業の種類</th><th>特殊作業の内容</th><th>手当の額</th></tr><tr><td>第1号作業～第25号作業</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第26号作業</td><td>身辺警護等作業(皇族の側近警衛又は警護要則(令和4年国家公安委員会規則第15号)第2条第1号に規定する警護対象者の身辺を警護する作業をいう。)</td><td>1日につき　640円
(天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の側近警衛の作業に従事した場合及び警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の身辺を警護する作業に従事した場合には、1,150円)</td></tr><tr><td>第27号作業・第28号作業</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td></tr>
</table>

第　６６　号

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和５年２月１７日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２９条」を「第３１条第１項」に改める。

（１）熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）第２１条第１項第６号

（２）熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成３０年熊本県条例第５８号）第７条第２項第２号キ

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提案理由）

博物館法（昭和２６年法律第２８５号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1　条例の名称

熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

2　制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

博物館法（昭和２６年法律第２８５号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3　内容

(1)　次の２条例について、博物館法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。

ア　熊本県暴力団排除条例（第２１条関係）

イ　熊本県風俗案内業の規制に関する条例（第７条関係）

(2)　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）新旧対照表

旧	新
（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） 第21条　何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。 (1)～(5)　（略） (6)　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (7)～(12)　（略） 2　（略）	（暴力団事務所の開設及び運営の禁止） 第21条　何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。 (1)～(5)　（略） (6)　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 (7)～(12)　（略） 2　（略）

熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）新旧対照表

旧	新
（特定の地域における風俗案内の禁止等） 第7条　（略） 2　風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業に係る風俗案内を行ってはならない。 (1)　（略） (2)　次に掲げる施設の敷地（当該施設の敷地の用に供すると決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内の地域 ア～カ　（略） キ　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条　　　に規定する博物館に相当する施設 ク～シ　（略） 3～4　（略）	（特定の地域における風俗案内の禁止等） 第7条　（略） 2　風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業に係る風俗案内を行ってはならない。 (1)　（略） (2)　次に掲げる施設の敷地（当該施設の敷地の用に供すると決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内の地域 ア～カ　（略） キ　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 ク～シ　（略） 3～4　（略）

第６７号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和５年２月１７日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和５９年熊本県条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「施設（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の敷地」を「施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」に改める。

第７条第２項第１号中「酒類を提供し、又は」を削る。

第９条第１項第９号中「第２９条」を「第３１条第１項」に改める。

第１０条の２第２号中「当該施設」を「これら」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第３条第２号及び第１０条の２第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業者の遵守事項の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

１　条例の名称

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

２　制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

風俗営業者の遵守事項の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

３　内容

⑴　風俗営業者の営業に関する遵守事項から営業所における客への酒類の提供の禁止規定を削除する。（第７条関係）

⑵　博物館法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第９条関係）

⑶　その他規定の整理を行う。（第３条、第１０条の２関係）

⑷　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、⑶ は、公布の日から施行する。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）新旧対照表

旧	新
（風俗営業の許可に係る営業制限地域） 第３条　法第４条第２項第２号の条例で定める地域は、次のとおりとする。ただし、臨時風俗営業（祭礼、縁日その他地域的慣習等による催物に伴って営む風俗営業であって、３月以内の期間を限って行うものに限る。）又は営業を営む場所が常態として移動する営業に係る営業所の設置にあっては、この限りでない。 (1)　（略） (2)　別表第１の第１欄に掲げる施設（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の敷地　　から、同表の第２欄に掲げる営業の種類ごとに、同表の第３欄に掲げる営業所が所在する地域に応じ、それぞれ同表の第４欄に掲げる距離以内の地域	（風俗営業の許可に係る営業制限地域） 第３条　法第４条第２項第２号の条例で定める地域は、次のとおりとする。ただし、臨時風俗営業（祭礼、縁日その他地域的慣習等による催物に伴って営む風俗営業であって、３月以内の期間を限って行うものに限る。）又は営業を営む場所が常態として移動する営業に係る営業所の設置にあっては、この限りでない。 (1)　（略） (2)　別表第１の第１欄に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から、同表の第２欄に掲げる営業の種類ごとに、同表の第３欄に掲げる営業所が所在する地域に応じ、それぞれ同表の第４欄に掲げる距離以内の地域
（風俗営業者の遵守事項） 第７条　（略） ２　法第２条第１項第４号に掲げる営業及び同項第５号に掲げる営業を営む風俗営業者は、当該営業に関し、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)　営業所で客に酒類を提供し、又は飲酒をさせないこと（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項の許可に係る営業所において法第２条第１項第５号に掲げる営業を営む場合を除く。）。 (2)・(3)　（略）	（風俗営業者の遵守事項） 第７条　（略） ２　法第２条第１項第４号に掲げる営業及び同項第５号に掲げる営業を営む風俗営業者は、当該営業に関し、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)　営業所で客に飲酒をさせないこと（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第１項の許可に係る営業所において法第２条第１項第５号に掲げる営業を営む場合を除く。）。 (2)・(3)　（略）
（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域等） 第９条　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。	（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域等） 第９条　法第28条第１項（法第31条の３第２項の規定により適用する場合及び法第31条の13第１項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

⑴～⑻　（略） ⑼　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条　　　に規定する博物館に相当する施設 2～4　（略） （特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域） 第10条の2　法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。 ⑴　（略） ⑵　次のアからウまでに掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域外の地域 ア～ウ　（略）	⑴～⑻　（略） ⑼　博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 2～4　（略） （特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域） 第10条の2　法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。 ⑴　（略） ⑵　次のアからウまでに掲げる施設の敷地（これら　の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域外の地域 ア～ウ　（略）